

令和4年度 学校経営計画

練馬区立豊玉中学校
校長 江川 誠志

I 本校の教育目標

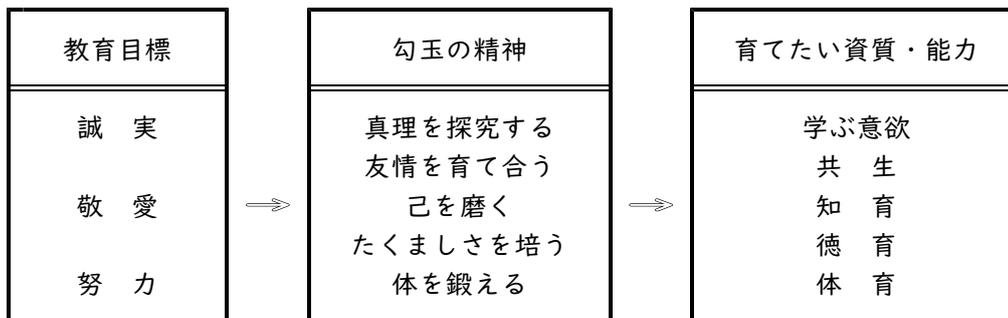
人間尊重の精神を基調とし、21世紀に生きる人として自ら学ぶ意欲をもち、社会の変化に主体的に対応できる心豊かでたくましい人間の育成を図るために、生徒、学校及び地域の実態に則し、次の教育目標を設定した。

心身ともに健康で自主的に努力する誠実な人となることを目指す
誠実・敬愛・努力

本校に受け継がれている教育活動の根幹にかかわる目標である。

【勾玉の精神】				
真理を探究する	たくましさを培う	友情を育て合う	己を磨く	体を鍛える

勾玉の精神は、目指すべき生徒の姿として設定されたものである。教育目標と「勾玉の精神」の間には、次のような結びつきがあると捉えている。



II 目指す学校像

一人一人が輝く学校・地域と共に歩む学校

- 1 生徒が自らの成長を実感でき、学ぶ喜びと自信を実感できる学校
- 2 教職への使命感に溢れ、専門性を高めると共に、一人一人の生徒を大切に育む学校
- 3 教師・生徒・保護者・地域が厚い信頼関係で結ばれ、安全で楽しい生活を送れる学校

III 目指す教職員像

- 1 教育者としての使命感と生徒への深い愛情をもち、子供の伸びようとする力を引き出せる教職員
- 2 教育の専門職としての能力を十分に発揮できる教職員
- 3 時代の変化に対応し、常に学び続ける教職員
- 4 教育公務員としての自覚と高い規範意識をもつ教職員

IV 目指す生徒像

夢と志をもち、困難を乗り越える力を備えた生徒

- 1 自ら学び、正しい判断に基づいて行動できる生徒 <知>
- 2 礼節を重んじ、他を思いやる生徒 <徳>
- 3 心身共に健康で、何事にも努力を惜しまない生徒 <体>

V 豊玉中学校の3年間で生徒に身に付けさせたい力 <上記、知・徳・体に対応>

- 1 確かな学力の定着と、生きていく上で社会生活の基盤となる力 <知>
- 2 人に対する思いやりや礼儀、他者との違いを受容し、認め合いながら生きていく力 <徳>
- 3 困難を乗り越える気力と体力を培い、自己実現に向けて努力できる力 <体>

VI 中期経営目標と方策

学校評価の意識調査の中で、「4人組での豊中スタンダードの確立」や「行事に真剣に取り組み達成感を得る」、「外部講師を招いた命の授業の実施」などは、全校を挙げての取組の成果もあり、高い評価となっている。保護者は「家庭学習の習慣を身に付けさせるための支援」や「講話を工夫し、人生観や生き方について考えを深めさせる」、「夢や志をもち、幸福な人生の創りてとなるような支援」に課題を感じている。こうした課題の改善を進めると共に、以下の視点で中期経営目標の達成に繋げていく。

- 1 人権を尊重した教育活動の推進
 - (1) 人権教育プログラムや研修等を活用し、教職員の人権感覚や人権意識を磨く。
 - (2) ボラバンク等を活用し、進んで社会に貢献しようとする精神を育み、いじめや体罰等を根絶する。
 - (3) 家庭や地域との厚い信頼関係づくりと、関係機関との連携を深める。
- 2 基礎学力の向上と知識・技能を活用する能力の育成
 - (1) 全教育活動において、豊中スタンダードを基に論理的思考型授業を通して学びの主体者を育成する。
 - (2) 全教育活動において、体験的な学習活動を計画的に実施する。<指導の工夫改善>
 - (3) 学校図書館を活用した教育活動を行うために、学校図書館の充実や近隣公立図書館との連携を図る。
 - (4) 教育のプロとしての授業力の向上<学び続ける者だけに教壇に立つ資格が与えられる>
 - (5) 新学習指導要領を踏まえて評価規準を明確にし、指導と評価の一体化を図る。
- 3 豊かな心を育む
 - (1) 道徳授業の改善を図り、評価資料や評価方法を見直し所見を工夫する。
 - (2) 命の重みを実感させるために、道徳授業地区公開講座に外部講師を招き、「命の授業」を実施する。
 - (3) 豊かな人間性と社会性を涵養する。朝礼や集会の講話を工夫し、人生観や生き方を深く考えさせる。
- 4 不登校生徒の減少
 - (1) 特別支援委員会を中心にして、教育相談体制を確立し、組織的な対応を行う。
 - (2) 家庭との連携やスクールカウンセラー、心のふれあい相談員との連携を強化する。
 - (3) 年度当初に重点的にピア・サポートプログラムを全校体制で実施し、安心して学校生活を送らせる。
- 5 育ちと学びの連続性を確保する小中一貫教育の推進
豊玉小学校・豊玉南小学校の母体校2校と昨年度までの成果と課題を共有する。
 - (1) 体験授業、部活動体験、学校説明会、職場体験、生徒会と児童会が連携したあいさつ運動、作品交流等を通して生徒間の交流活動の充実を図る。
- 6 厚い信頼関係で結ばれた学校づくりの推進
 - (1) 公務員としての自覚と服務に関する意識を高め、絶対に服務事故を起こさない。<教職員の責務>
 - (2) 学校評議員による学校関係者評価等を活用した学校改善。 <地域との連携>
 - (3) 学校情報の発信の強化とともに、地域行事への参加・協働。 <地域との連携>
(学校・学年・学級だよりの発行、学校ホームページの更新)

VII 令和4年度の達成目標と具体的方策

- 1 学習指導（教科指導・道徳の目標を設定し、目標達成に向けた日々取り組む具体的な内容）
 - (1) 教科指導（論理的思考力の育成と「学びの主体者」を育成するための共通実践）
 - ① 学びのスキルの習得・活用期と位置付けて、課題を整理、分析、解決策を迅速にまとめさせる力を習得させる。思考ツールの活用を中心とした授業改善を確立し、数値を基に検証を行う。
 - ② 授業規律の徹底と、年度当初に重点的にピア・サポートプログラムを全校体制で確実に実施する。

- ③ 課題解決を中心にした授業改善を通して、自己表現力、プレゼンテーション能力の伸長を図る。
- ④ 単元ごとに、身に付ける力や評価基準を明確に示し、ガイダンス機能や振り返りを充実させる。
- ⑤ 各教科で、主体的に家庭学習に取り組む習慣を身に付けさせるための働きかけや支援を行う。

(2) 道徳（全教育活動を通して行われる道徳教育と道徳の時間の指導）

- ① 人に対する思いやりや礼儀、他者との違いを理解し、認め合いながら生きる生徒を育てる。
- ② 夢や志をもち、困難を乗り越え、幸福な人生の創り手となっていけるように支援を行う。
- ③ 心の教育を活性化するために外部から講師を招き、実体験に基づいた「命の授業」を実施する。
- ④ 道徳授業の改善を図り、評価資料や評価方法を見直し所見を工夫する。

2 生活・進路指導

(1) 生活指導（問題行動の未然防止と再発防止に向けた取組を継続し、不登校生徒への支援を強化する）

- ① 生活指導部を核にした迅速な対応策の立案、課題への組織的な対応と共通実践を徹底する。
- ② 規範意識や基本的な生活習慣を確立させる。（正しい価値観や自立に向けた働きかけ）
- ③ 生活アンケートを毎月実施し、いじめの未然防止、早期発見、早期解消に努める。
- ④ 特別支援コーディネーター（主幹）を各学年に1名体制とし、学年生徒の状況を詳細に掌握する。
- ⑤ 定期的な個別面談や別室登校の体制を整え、不登校生徒への支援強化と解消を目指す。
- ⑥ 家庭や外部の関係機関と緊密に連携し、個に応じた必要な支援を充実させる。
- ⑦ 薬物、防犯、防災、交通安全、インターネットやSNSについての正しい知識を身に付けさせる。

(2) 進路指導・キャリア教育（3年間を見通した指導計画の適切な実施）＜人間としての生き方指導＞

- ① 夢と志をもち、可能性に挑戦するために必要な力を育むために、SDGs（持続可能な17の開発目標）を活用してキャリア教育の充実を図る。
- ② 学びの主体者を育成するために、ビジョンとゴールを明確にし、プロジェクト学習を推進する。
- ③ 計画性や見通しをもつスキルを獲得するために、全ての学年で夢手帳に取り組む。
- ④ 地域の人材を活用しながら、多様な職業や価値観、社会情勢の変化を理解させる。
- ⑤ 全校集会・学年朝礼・学年集会の講話を工夫し、人生観や生き方について考えを深めさせる。

3 学校運営（担当校務、家庭・地域との連携）

(1) 校務分掌

- ① 分掌主任・担当責任者を中心に組織的な運営を行い、学校全体の課題解決力を高める。
- ② 担当校務の仕事内容を正確に理解し、適正な進行管理を行う。
- ③ 校内OJTによる主幹・主任教諭による育成体制を確立し、次の主幹・主任教諭を育成する。
- ④ 論理的思考力の育成と、道徳教育の評価、不登校支援の3つの柱を中心に校内研修を充実させる。
- ⑤ 生徒・保護者・学校評議員の教育調査アンケート等を年2回実施し、学校運営の改善に生かす。

(2) 学年経営

- ① 学年主任は学校経営計画に基づき担当学年の学年経営計画を作成する。また、共通理解と共通実践のもと、温かい雰囲気の中で組織的・協力的な学年運営を行うとともに、人材育成を進める。

(3) 学級経営

- ① 担任は学年経営計画に基づき学級経営計画を作成する。学級指導の取組について共通実践を行う。

(4) 家庭や地域との連携

- ① 地域行事に積極的に参加し、「地域の学校の一員」としての役割を果たす。
また、保護者や地域住民との交流を深めながら相互理解と信頼関係を築くことに努める。
信頼関係の確立こそ、困難な状況を解決するための協力を得ることにつながる。

4 特別活動・その他（総合的な学習の時間と関連）

(1) 学級指導

- ① 学級経営計画に基づき、温かい雰囲気の中で、生徒が安心して生活できる居場所をつくる。

(2) 生徒会活動（地域に貢献できる人材育成の取組）

- ① 生徒会を中心に呼びかけて、地域ボランティア（ボラバンク）に参加する生徒の参加率を高める。
- ② 地域と学校との絆を深めるために、年間登録制度（通称ボラバンク）を定着させる。
- ③ 活動の中核となるボランティア・リーダーのアイデアを基に、生徒が主体的に活動できる場をさらに開発して活動内容の充実を図る。

(3) 学校行事（学校モデルの円滑な実施）

- ① 人間的な成長を促すために不可欠な「プレゼンテーションや表現する活動」の機会を増やし、感動することで心の成長を促す機会を充実させていく。
- ② 学校行事検討委員会がまとめた「学校モデル」を基に、目的に照らし合わせて実施していく。

(4) 部活動

- ① 部活動は学校の管理下で計画し実施する教育活動である。健全育成の観点からも、生徒に部活動への参加を奨励する。
- ② 全教員が部活動の顧問を担当し指導に当たる。必要に応じて外部指導員や保護者の協力を得る。
- ③ 部活動での会計トラブルを防ぐために、金銭の授受が発生する部活動に関しては部費（その他費用）の回収・支払いは保護者会計係（2名）を置き、教員が直接金銭のやり取りは行わない。

5 教員の能力開発

下記の4つの能力について、今年度高めたい資質や能力を示し、その目標を達成するための具体的な方法を自己申告書に記載する。具体的な方法として、OJT、offJT、自主的研修を活用する。

- | | |
|----------------|-----------------|
| (1) 学習指導力 | (2) 生活指導力・進路指導力 |
| (3) 外部との連携・折衝力 | (4) 学校運営力・組織貢献力 |

6 生徒の健康に関する指導

(1) 保健管理

- ① 生徒の健康上の課題や配慮事項を掌握し、情報の共有化と全教職員との共通理解を図る。
- ② 学校経営計画に基づいた保健室経営案を作成し、適切な進行管理を行う。
- ③ 学校保健委員会を開催し、校医・薬剤師と連携しながら生徒の健康増進を図る。
- ④ 関係諸機関と連携し、学校の課題解決に当たる。

(2) 保健に関する指導・その他

- ① 定期健康診断の年間計画を作成し、保健業務の円滑な運営を図る。
- ② 保健だよりを発行し、健康に関する情報を生徒や保護者に発信する。

7 学校給食にかかわる取組（全教員がかかわり安全な給食を実施する）

(1) 給食指導

- ① 安全な給食の提供と、新型コロナウイルス感染防止対策を万全にした環境づくりを行う。
- ② 献立内容を工夫するとともに、残菜の状況分析を行い食品ロスの減少に努める。
- ③ 適切な契約業者を選定し、安全で安心な食材の確保を図る。
- ④ 給食担当者とのきめ細やかな連携を図り、施設・設備・業務の日常的な点検・管理を行う。

(2) 食育

- ① 食育に関する基本計画を作成し、適切な進行管理を行う。
- ② 食育だよりを発行し、望ましい食習慣に関する情報を生徒や保護者に提供する。
- ③ 給食試食会や朝ごはんコンクールを実施し、家庭や地域に向けた啓発活動を行う。

(3) 給食費の適正な管理

- ① 年間計画に基づいた予算執行とともに、帳簿等を整備し、適正な決算報告を行う。

8 服務事故の根絶

教育公務員としての使命を自覚しサービスの厳正を期す。サービス事故は、信頼関係を根底から崩す。

- (1) サービス事故防止研修の実施方法を工夫しながら、年間3回以上実施する。
- (2) 金券等会計処理の点検を確実に月1回実施するとともに、私費会計の監査を行う。

9 小中一貫教育実践校としての取組

昨年度までの研究の成果と課題を豊玉小学校・豊玉南小学校と共有しながら、実践推進校として下記の視点で小中一貫教育を推進する。

- (1) 学力向上プロジェクトの成果を共有し、講師派遣や小学校高学年での部分的な導入を模索する。
- (2) 生徒・児童間の交流活動の充実を図り、中一ギャップの解消に努める。
- (3) 校区別協議会を通じて、小学校の教職員との交流を図ると共に、小学生の実態把握に努める。
- (4) 母体校2校の小学校と連携し、家庭での学習習慣の定着を図りながら学力向上に繋げていく。

10 学校事務に関わる取組

- (1) 円滑で効率的な学校運営のための予算案の作成と計画的な執行。
- (2) 物品や施設等の適正な管理。
- (3) 給与、諸届、旅費、認定等に関する事務手続きの適正化。
- (4) 就学援助に関わる適切な事務処理。
- (5) 契約業者選定の適正化（可能な限り、3社以上で見積もりを検討）

VIII いじめ・体罰への組織的な対応

1 学校いじめ防止基本方針に基づいた取組の徹底

(1) いじめに対する基本的な考え方

- ① いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。
- ② 全ての生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止・早期発見・早期解消に取り組む。

(2) いじめの早期発見のための措置

- ① いじめを早期に発見するため、生徒に対する「学校生活に関する調査」を年間1回実施するとともに、その他必要な措置を講ずる。
- ② 教育相談を年2回以上実施し、生徒の悩みや問題を聞き出す機会を設け、早期発見につなげる。
- ③ いじめの調査後、必要に応じて、担任や学年で指導やアフター・ケアを行う。
- ④ 生徒と保護者が、いじめに関わる相談をしやすい相談体制を整える。

(3) いじめに対する措置

- ① いじめに関わる相談を受けた場合は、速やかに事実の確認を行う。
- ② いじめの事実が確認された場合は、いじめを止めさせ、再発防止のために、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- ③ いじめを受けた生徒等が安心して教育を受けるために必要がある時は、保護者との連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる等の措置を講ずる。
- ④ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会や所轄警察署、児童相談所等と連携して対処する。

2 体罰根絶に向けた指導の徹底

- (1) 実例を踏まえて、体罰に関する正しい認識を共有できるように研修を工夫する。また、体罰を容認する雰囲気が生まれないように、体罰根絶に向けた意識を醸成する。
- (2) 問題を教員個人で抱え込まず、積極的に管理職や他の教員に相談できる体制を整え、組織の課題解決能力を向上させる。
- (3) 部活動に関しては、適切な活動時間と休養日を設け、肉体的にも精神的にも負荷をかけすぎないようにする。また、毎月の活動計画と活動実績を確認することで各部の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う。
- (4) 顧問と生徒・保護者の相互理解に基づき、教育的な活動を推進する。特に保護者には、機会を捉えて指導の方針や在り方を伝え、十分な理解と協力が得られる関係を構築する。

